

全労金2020春季生活闘争ニュース・第15号

【全労金2020春季生活闘争統一スローガン】
なくそうハラスメント！増やそう賃金！求めよう安心して働き続けられる職場！

《合意速報No. 6》

東海労組が金庫との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

東海労組は、3月27日14時から、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	要 求			回 答		
	正職員	パートナー職員	再雇用 嘱託職員	正職員	パートナー職員	再雇用 嘱託職員
基本賃金	1～3等級3,000円 4等級2,000円 監督職・専任職 1,000円 の引き上げ	3,000円 の引き上げ	3,000円(また は時給20円) の引き上げ	応じられない	応じられない	応じられない
一時金	4.9	2.4	1.4～ 3.4	4.9+0.1	1.9+0.1	0.9+0.1 ～2.9+0.1
昨年実績	4.8	1.8	0.8～2.8	4.8	1.8	0.8～2.8
安定雇用	無期転換 登用制度	(実現)	—	—	(実現)	—
最低賃金	(時給1,000円到達)			(時給1,000円到達)		
雇用環境	私傷病休職	—	正職員と同様	—	無期は要求通り 有期は期間満了まで	—
	所定労働短縮	要求(小学校3年生まで)			応じられない	
単組独自要求	保存年休制度の使途に「育児」「介護」「不妊治療」 「病氣治療」の拡充			応じられない		

団体交渉において、金庫からは「2月26日に要求書を受け取った以降、コロナウイルスへの職場対応のために春闘交渉を中断する決断をされ、例年に無い異例の交渉ではあったが、本日を迎えられたことは、それぞれの立場で尽力をいただいた結果であり、感謝を申し上げたい。今春闘における労働組合は『すべての労働者の立場にたった働き方の実現』を要求に掲げられた。経営としては、コロナウイルスの影響による経済活動の停滞等から経済指標が悪化する状況であるが、今年度も融資伸長を中心とした職員の『頑張り』により、昨年を上回る収益を上げることができた見通しができた。また、東海労金が節目となる20周年を機に、さらなる役割を果たし役職員が一丸となるために、いかに判断するかを基本に検討を重ねた。しかし、現時点でのコロナウイルスが与える影響により将来の見通しは極めて不透明な状況である。これらを踏まえ、要求にいかに対応すべきか、熟慮のうえに決断した回答である。組合員の皆さんには是非ともご理解いただきたい。金庫は今年

20周年を迎えるが、守るものは守り、変えるべきものは勇気を持って変える。そして、東海労働金庫にふさわしい『組織風土』の確立で示した『全役職員とその家族が幸せを感じる組織』をめざし、良好な労使関係の下、労使一体となって東海労金の未来を切り開いて行きたい」等の見解が表明されました。

森本闘争委員長は、「3月2日に国内における新型コロナウイルスの感染拡大をうけ、金庫においても職員・組合員が、今後の勤務体制や職場運営等に対して大きな不安を抱えているとの認識から、春闘交渉の『中断』を受けていただき、休業補償の対応や、職場状況の共有を図ることができた。新型コロナウイルスの感染拡大については終息の見通しが立っていない現状であることから、引き続き、労使で、職場で働く役職員や職場状況を注視し、課題が発生した際には、労使で最善の解決策を協議していきたい。回答結果として、労働組合の要求に対し、満額ではないという意味では、十分だとは言えないが、経営環境が厳しい中で、組合員の頑張りに対する1年間の評価だけでなく、第8期中期経営計画期間中の3年間や、2020年4月からの5年間で計画されている第9期中期経営計画への頑張りへの期待を感じられる回答であると受け止めている。金融機関にとって成果の割に利益が出ないという厳しい時代が続く中、効率化を進め、役務取引の拡大、収益基盤の深耕や、顧客本位の志向などが今後一層求められると認識している。また、回答には至らなかったものの、この間の交渉では、労働組合の要求主旨に対し『東海労働金庫にふさわしい「組織風土」の確立に向けた労使共同メッセージ』に記載のある通り、『労働条件や各種制度を整備し、全役職員とその家族が幸せを感じる組織であり続けることをめざす』という共有認識を再確認することができたと受け止めている。前向きに判断できる金庫の姿勢も含めて、労働組合として2020春季生活闘争の合意を判断した。交渉や回答で、金庫から示された職員の頑張りに対する評価について、労働組合は組合員の理解は得られる内容だと判断し、組合員に説明していきたい。引き続き、お互いの知恵と努力、責任を果たすことで、この厳しい環境を乗り越えていきたい」等を表明しました。

単組は、①すべての職群について人事賃金制度の見直しを検討することが確認できたこと、②年間一時金について、昨年実績を超える回答を引き出したこと、③積立休暇制度について、使用用途を含め、より良い制度の構築に向けて労使それぞれの立場から議論していきたいとの考えが示されたこと、④育児に伴う所定労働時間の短縮措置について、育児を理由に退職する職員を減らすために、労使で議論していきたいとの考え方が示されたこと、⑤賃金改善は実現できなかったものの、改善に関わる基本認識が示されたこと、等から基本合意を表明しました。

*合意単組（5単組／3月27日20時現在）

中央・沖縄・静岡・四国(金庫)・四国(関連)・東海(金庫)

以 上